



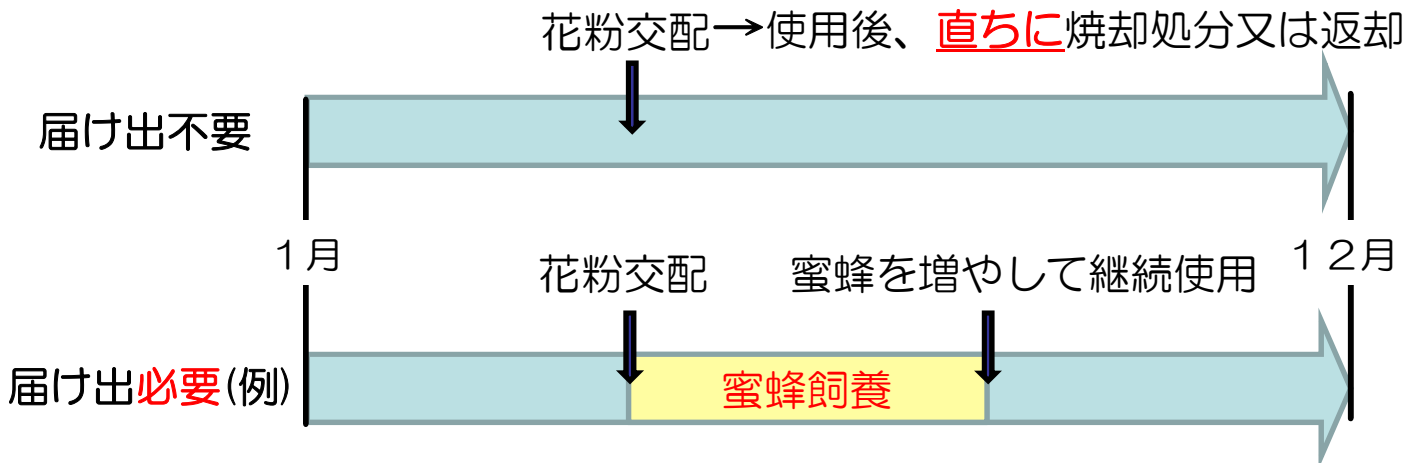
花粉交配用蜜蜂を飼養している皆様へ

# 蜜蜂の適切な管理をお願いします



## 蜜蜂の飼育の届出

\*花粉交配用の蜜蜂であっても、届出が必要な場合があります。



飼育届の提出先

- ☞ 最寄りの市町村役場
- ☞ 東三河農林水産事務所

または 農政課

近隣の住民や他の蜜蜂飼養者とのトラブルが発生しないよう以下のルールを守りましょう。

- ①購入蜂は、使用后直ちに処分して下さい。(※)
- ②貸しバチは、使用后速やかに返却してください。
- ③弱った群は病気の伝染源になりますので、返却しない場合は速やかに焼却処分してください。

※ハウスの外に  
放置しないで下さい



お問い合わせ先

愛知県東部家畜保健衛生所

〒441-8113 豊橋市西幸町字古並51-1

電話 0532-45-1141 ファックス 0532-48-8943

